

第9回 知財セミナー開催のご案内

辻丸国際特許事務所

知財部員が押さえておきたい独禁法のポイント

—基礎知識から、実例解説まで—

「独占禁止法は独占を禁止する法律であり、他方、知的財産法は独占を与える法律であるから、両者は相反する関係にある」との説明がしばしば見られますが、実際には、両者は企業の経済活動の活性化を果たすために補完・協力し合う関係にあります。特にライセンス契約や共同研究開発の場面などで、独占禁止法や各種ガイドラインの理解を踏まえた検討を行う必要の生じた経験のある知財部員の方も多いのではないのでしょうか。

そこで本セミナーでは、岩田合同法律事務所の工藤弁護士と石川弁護士をお招きし、独占禁止法と知的財産法の関係や関係ガイドラインの基礎知識を整理した上で、実際の相談事例を踏まえた問題点及び対応策の解説を頂きます。

知財部員なら是非押さえておきたい独占禁止法のポイントについて、理解を深めることのできるこの機会に是非ご参加ください。

<主なテーマ>

- (1) 基本編：独禁法の規制内容を概観し、独禁法と知的財産権との関係を整理した上、知的財産ガイドライン・共同研究開発ガイドラインについて解説 (13:30-14:30)
- (2) 応用編：実際の相談事例を踏まえた問題点と対応策について解説 (14:30-15:30)
- (3) 質疑応答 (事前質問も募集します) (15:30-16:00)

※本セミナーは、ZOOMによるオンライン形式で行います。別途、参加申込をいただきました皆様へ招待状をお送りいたします。

講師 工藤 良平 弁護士 (日本・米国)
岩田合同法律事務所 パートナー 辻丸国際特許事務所リーガルアドバイザー
https://www.iwatagodo.com/lawyers/kudo_ryohei.html

講師 石川 哲平 弁護士
岩田合同法律事務所 カウンセル
https://www.iwatagodo.com/lawyers/ishikawa_teppe.html

司会 辻丸 光一郎 弁理士
辻丸国際特許事務所 所長

日時 2022年6月3日(金) 13時30分～16時00分

定員 100名(定員になり次第締め切ります。)

参加料 無料

主催 辻丸国際特許事務所 (<http://www.tsujimaru-pat.jp/>)

お申し込み方法 (次のいずれかの方法でお申し込みください。)

FAX 075-326-2605 (次頁の申込書に、ご記入の上ご送信願います。)

E-mail info@tsujimaru-pat.jp (次頁の申込書と同様の内容をご連絡ください。)

参加申込書(第9回 知財セミナー)

FAX番号 075-326-2605 e-mail: info@tsujimaru-pat.jp

貴社名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
参加者氏名(必須)	所属部課名	役職名	e-mailアドレス(必須)
本セミナーのテーマに沿ったご質問等があれば、ご記入願います。講義内容に反映するか、質疑応答の際にお答えいたします。			

申込時にいただきました個人情報につきましては、本セミナーの実施、運営、次回セミナーの案内のみに利用させていただきます。

- ◎ キャンセルの場合は、出来るだけ早くお知らせください。
- ◎ セミナーにお申し込みいただいた方には、まず受付のご連絡を差し上げ、後日招待状をメールでお送りいたします。

お申込み・お問い合わせは

辻丸国際特許事務所 セミナー係

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都リサーチパーク 1号館 301号室

TEL 075-326-2615

FAX 075-326-2605

E-mail info@tsujimaru-pat.jp

URL <http://www.tsujimaru-pat.jp/>